

# 官報

号外 昭和二十五年四月二十九日

## ○第七回 参議院會議錄第四十七号

第九 楽林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一〇 教職員の給與ベース改訂における請願 (委員長報告)
第一一 群馬県富岡町公務員の地域給を乙地に指定の請願 (委員長報告)	第一二 国立病院医師の待遇改善に関する請願 (委員長報告)
第一三 公務員に超過勤務手当元全支給の請願(一件) (委員長報告)	第一四 婦人労働者に運動靴支給に関する請願 (委員長報告)
第一四 震災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆議院提出) (委員長報告)	第一五 大阪府下都市等の地域給引上げに関する請願 (委員長報告)
第一六 公務員の超過勤務手当率引上げに関する請願 (委員長報告)	第一六 公務員の超過勤務手当率引上げ等に関する請願 (委員長報告)
第一七 市に合併地域の公務員に助見返資金等の借入金の担保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一八 公務員の勤務地手当地域差制度改正に関する請願 (委員長報告)
第一九 市に合併地域の教職員に関する法律案(内閣提出) (委員長報告)	第二〇 生活協同組合に課税反対の請願 (委員長報告)
第二一 特別鉱石復旧臨時措置法案(内閣提出) (委員長報告)	第二一 生活協同組合および労働組合に課税反対の請願 (委員長報告)
第二二 埼玉県鴻巣町の地域給引上げに関する請願 (委員長報告)	第二四 國鐵労働組合要求に対する請願 (委員長報告)
第二三 弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案(衆議院提出) (委員長報告)	第二五 職業安定所登録労働者の業詰所による長労働付の請願 (委員長報告)
第二四 震災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆議院提出) (委員長報告)	第二六 協同組合に対する課税免除または軽減の請願 (委員長報告)
第二五 飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二七 農業協同組合に対する課税減の請願 (委員長報告)
第二六 電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二八 農業課税の適正化に関する請願 (委員長報告)
第二七 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二九 身辺細貨の物品税を小完課税に改正の請願 (委員長報告)
第二八 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)	第三〇 国鉄職員の給與ベース改訂に関する請願 (委員長報告)
第二九 第一九、三十、三十一各條即時実施に関する請願 (委員長報告)	第三一 公務員の勤務地手当地域差制度改正に関する請願 (委員長報告)
第三〇 勤労学生の所得中一部所徴稅免除に関する請願 (委員長報告)	第三二 労働基準法第二十八、二十九条の請願 (委員長報告)
第三一 第四七 労働基準法第二十八、二十九条の請願 (委員長報告)	第三三 衛生かばんの物品稅課稅 (委員長報告)
第三二 第四八 職業安定登録労働者による増配の請願 (委員長報告)	第三四 洋画の類似および画架、絵具箱等の物品稅撤廃または軽減に関する請願 (委員長報告)
第三三 第四九 失業応急対策費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)	第三五 國鉄職員の賞金ベース改訂に関する請願 (委員長報告)
第三四 第五六 失業保険給付金額と失業救済事業における支給賞金との不均衡是正に関する請願 (委員長報告)	第三六 第五三 平地区における日やとい労務者の請願 (委員長報告)
第三五 第五四 失業保険法中一部改正に係る請願 (委員長報告)	第三七 第五四 労務者救済の請願 (委員長報告)
第三六 第五五 失業対策予算増額等に関する請願 (委員長報告)	第三八 第五五 失業保険の給付期間延長に関する請願 (委員長報告)
第三七 第五六 失業保険の給付期間延長等に関する請願 (委員長報告)	第三九 第五六 失業保険の給付期間延長等に関する請願 (委員長報告)
第三八 第五七 ゴム産業の人員整理、工場閉鎖反対に関する請願 (委員長報告)	第四〇 第五七 ゴム産業の人員整理、工場閉鎖反対に関する請願 (委員長報告)
第三九 第五八 失業救済対策に対する請願 (委員長報告)	第四一 第五八 失業救済対策に対する請願 (委員長報告)
第四〇 第五九 失業教済事業の拡充等に関する請願 (委員長報告)	第四二 第五九 失業教済事業の拡充等に関する請願 (委員長報告)
第四一 第六十 青少年不良化防止対策等に関する請願 (委員長報告)	第四三 第六十 青少年不良化防止対策等に関する請願 (委員長報告)
第四二 第六一 荒川放水路護岸工事一部変更に関する請願 (委員長報告)	第四四 第六一 古里川砂防工事施行促進に関する請願 (委員長報告)
第四三 第六二 荒川放水路護岸工事一部変更に関する請願 (委員長報告)	第四五 第六二 奥田川防災工事施行に関する請願 (委員長報告)
第四四 第六三 災害復旧国庫補助金交付に関する請願 (委員長報告)	第四六 第六三 荒川放水路護岸工事一部変更に関する請願 (委員長報告)
第四五 第四七 労働基準法第二十八、二十九条の請願 (委員長報告)	第四七 第六四 木曾川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
第四六 第四八 職業安定登録労働者による増配の請願 (委員長報告)	第四八 第六五 木曾川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第六六 新荒川堤防補強工事促進に関する請願 (委員長報告)	施行に関する請願 (委員長報告)
第六七 アイオソ、キティ台風による災害復旧工事促進の請願 (委員長報告)	第六八 天荒川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
第六九 浦野川治水工事施行に関する請願 (委員長報告)	第六九 深野川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第七〇 加茂川および吉井川左岸改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	第七一 木曾川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
第七二 国營土木工事予算過季配付等に関する請願 (委員長報告)	第七二 国營土木工事予算過季配付等に関する請願 (委員長報告)
第七三 栃木県震災復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)	第七四 岩手県下の諸河川支流砂庫補助に関する請願 (委員長報告)
第七五 岩手県下の諸河川支流砂庫補助に関する請願 (委員長報告)	第七五 岩手県下の諸河川支流砂庫補助に関する請願 (委員長報告)
第七六 藤倉川上流砂防えん堤工事施行に関する請願 (委員長報告)	第七六 藤倉川上流砂防えん堤工事施行に関する請願 (委員長報告)
第七七 三軒家川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第七七 三軒家川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第七八 脊生川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第七八 脊生川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第七九 松崎谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第七九 松崎谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八〇 荒神川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八〇 荒神川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八一 塩川外二河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八一 塩川外二河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八二 勅使川外一河川砂防工事 (委員長報告)	第八二 勅使川外一河川砂防工事 (委員長報告)
第一〇〇 山根川砂防工事総統施	第一〇〇 山根川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一一八 大釜谷川砂防えん堤工	第一一八 大釜谷川砂防えん堤工
施行に関する請願 (委員長報告)	
第一〇三 中垣内川砂防工事総統施行に関する請願 (委員長報告)	
第一〇四 東河内川砂防工事総統施行に関する請願 (委員長報告)	
第一〇五 長谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	
第一〇六 石原川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	
第一〇七 福田谷川砂防工事総統施行に関する請願 (委員長報告)	
第一〇八 安来田川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	
第一〇九 馬船丸山、御所西谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	
第一一〇 小田原、伊東市間工事等施行に関する請願 (委員長報告)	
第一一一 生穂川支流砂防えん堤工事等施行に関する請願 (委員長報告)	
第一一二 桜島沿岸道路工事促進等施行に関する請願 (委員長報告)	
第一一〇 安来田川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	
第一一二三 鳴瀬川上流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	
第一一二四 川口川砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)	
第一一二五 桜島一周道路開発に関する請願 (委員長報告)	
第一一二六 桜島沿岸道路工事促進に関する請願 (委員長報告)	
第一一二七 国道東海道線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)	
第一一二八 小田原、伊東市間工事等施行に関する請願 (委員長報告)	
第一一二九 栃木県中村大沼地内鬼道の整備補装促進に関する請願 (委員長報告)	
第一一三〇 伊豆半島觀光循環道路建設促進に関する請願 (委員長報告)	
第一一三一 熱海、三島両市間道路鉢装に関する請願 (委員長報告)	
第一一三二 伊東市、下田町間道路拡張等に関する請願 (委員長報告)	
第一一三三 宮崎県大洲、福島両橋を永久橋に架替の請願 (委員長報告)	
第一一三四 今治市の下水道事業費に關する請願 (委員長報告)	
第一一四五 地方労働委員会委員の定員増加に関する陳情 (委員長報告)	
第一一四六 失業対策事業費充額化に関する陳情 (委員長報告)	
第一一四七 国鉄、専売調停委員会庫補助等に関する陳情 (委員長報告)	
第一一四八 職業輔導所設置に関する陳情 (委員長報告)	
第一一四九 吳市の戰災都市復興事業予算ならびに起債わく増額に関する請願 (委員長報告)	
第一一五〇 古法華谷川砂防えん堤 (委員長報告)	
第一一五一 埼玉県原町、北埼玉郡飯能町の被災地区の水道施設および下水	

第一四九 失業対策事業に関する （委員長報告）	港湾法案 運輸委員会に付託	同日可決した左の本院提出案は即日こ れを衆議院に送付した。
第一五〇 國鐵調停委員会裁定履 行に関する陳情 （委員長報告）	地方財政平准交付金一部概算交付金 暫定措置法	同日修正議決した衆議院送付の左の内 閣提出案は即日これを衆議院に回付し た。
第一五一 都道府県営庶民住宅災 害相互組織の実現に関する陳情	建築土法	国会閉会中委員会が審査を行う場合 の委員の手当に關する法律の一部を 改正する法律
第一五二 背川流域の治山治水事 業施行に関する陳情 （委員長報告）	電波保護法案	同日本院は、衆議院議員中原健次君が くことができるとして議決した旨衆議院 に左記の通り指名の議決をした旨衆議 院に通知した。
第一五三 戰災復興土地区画整理 促進に関する陳情 （委員長報告）	牧野法案	同日本院は、衆議院議員岡元義人君外十八名から、委 員会審査省略の要求書を附して左の議 案を提出した。
第一五四 三坂川等砂防工事施行 に関する陳情 （委員長報告）	家畜改良増殖法案	同日本院は、衆議院から本院の回付した左の内 閣提出案は、同院において本院の修正 に同意した旨の通知書を受領した。
第一五五 葛野川砂防工事無統施 行に関する陳情 （委員長報告）	電波法案	同日本院は、左の衆議院提出案を可決 した旨衆議院に通知した。
第一五六 細野川砂防えん堤工事 施行に関する陳情 （委員長報告）	放送法案	同日本院は、左の衆議院提出案を可決 した旨衆議院に通知した。
第一五七 木羽ふき、板壁家屋の 防火対策に関する陳情 （委員長報告）	国籍法	最高裁判所における民事上告事件の 審判の特例に關する法律
第一五八 國土開発法または地方 開発法制定促進に関する陳情 （委員長報告）	火薬類取締法	國籍法の施行に伴う戸籍法の一部を 改正する等の法律
第一五九 開門国道トンネル工事 促進に関する陳情 （委員長報告）	造林臨時措置法	造林臨時措置法
○謹是（佐藤尚武君） 諸般の報告は朗 読を省略いたします。	労働者災害補償保険法等の一部を改 正する法律	労働者災害補償保険法等の一部を改 正する法律
去る二十五日議長は左の予備審査のた めの内閣送付案を地方行政委員会に付 託した。	自作農創設特別措置法の一部を改正 する等の法律案	自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案
外資に関する法律案	米国対日援助見返資金特別会計から する電気通信事業特別会計及び国有 林野事業特別会計及び国有	米国対日援助見返資金特別会計から する電気通信事業特別会計及び国有
外資委員会設置法案	関する法律案	関する法律案
経済安定委員会に付託	日本国有鉄道法の一部を改正する法律 案	日本国有鉄道法の一部を改正する法律 案
同上	地方財政平衡交付金法案	地方財政平衡交付金法案
一昨二十六日内閣から予備審査のため 左の議案が送付された。よつて議長は 即日これを委員会に付託した。	特別鉱害復旧臨時措置法案	特別鉱害復旧臨時措置法案
外資委員会に付託	通商産業委員会に付託	通商産業委員会に付託
経済安定委員会に付託	住宅金融公庫法案	住宅金融公庫法案
同上	建設委員会に付託	建設委員会に付託
飲食営業臨時規整法の一部を改正す る法律案	海上運送法等の一部を改正する法律 案	海上運送法等の一部を改正する法律 案
地方行政委員会に付託	同日本院議長から左の法律の公布を 請求する旨の報告書	同日本院議長から左の法律の公布を 請求する旨の報告書
同上	同日本議長から厚生大臣、農林大臣及び 南海地震に伴う地盤変動による被害 た。	同日本議長から厚生大臣、農林大臣及び 南海地震に伴う地盤変動による被害 た。

(資源庁石炭管 理局炭政課長) 村田 恒君	同	在外同胞引揚問題 水久保甚作君
(資源庁電力局 産業事務官) 同	同	同
通商産業事務官村田恒 君外一名(前掲議長承認の通り)を第七 回国会政府委員に任命した旨の通知書 を受領した。	同	池田宇石衛門君
同日議長において、左の常任委員の辞 任を許可した。	同	草葉 隆圓君
内閣委員 法務委員 外務委員 同	同	中山 篤彦君
厚生委員 農林委員 水産委員 運輸委員	同	鈴木 安孝君
電気通信委員 郵政委員	同	鈴木 安孝君
同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	同	廣瀬與兵衛君
内閣委員 法務委員 水産委員 運輸委員	同	下條 康麿君
農林委員 鶴川 順貞君	同	柴田 政次君
水産委員 西山 龜七君	同	伊能君
運輸委員 藤枝 昭信君	同	佐伯卯四郎君
中村 正雄君	同	淺岡 信夫君
同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	同	佐伯卯四郎君
内閣委員 法務委員 外務委員	同	佐伯卯四郎君
同 厚生委員	同	佐伯卯四郎君
同 西山 龜七君	同	佐伯卯四郎君
同 鶴川 順貞君	同	佐伯卯四郎君
同 中村 正雄君	同	佐伯卯四郎君
同日議長において、常任委員の辞 任を許可した。	同	柴田 政次君
同 西山 龜七君	同	佐伯卯四郎君
同 鶴川 順貞君	同	佐伯卯四郎君
同 中村 正雄君	同	佐伯卯四郎君
同日議長において、左の特別委員の辞 任を許可した。	同	河崎 昭信君
電気通信委員	同	河崎 昭信君
同日議長において、左の特別委員の辞 任を許可した。	同	河崎 昭信君
教育職員免許法施行法の一部を改正 する法律案	同	河崎 昭信君
同人教育職員免許法の一部を改正する 法律案	同	河崎 昭信君
同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	同	河崎 昭信君
人事委員 文部委員	同	河崎 昭信君
木下 源吉君	同	河崎 昭信君
○議長(佐藤尚武君) これより本日の 会議を開きます。	○議長(佐藤尚武君) 御異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。	○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。通商産業委員長高橋啓君、運輸 委員長中山源彦君及び決算委員長谷口 彌三郎君から、それく委員長を辞任 いたしたい旨の申出がございました。 これを許可することに御異議ございま せんか。
農林省設置法の一部を改正する法律 案可決報告書	○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め ます。この際、日程に追加して常任委員長 の辞任の件をお詫びいたしたいと存じま す。御異議ございませんか。	農林省設置法の一部を改正する法律 案可決報告書
福島都市借地借家臨時処理法第二十 五條の二の災害及び同條の規定を適 用する地区を定める法律案可決報告 書	○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め ます。この際、日程に追加して常任委員長 の辞任の件をお詫びいたしたいと存じま す。御異議ございませんか。	福島都市借地借家臨時処理法第二十 五條の二の災害及び同條の規定を適 用する地区を定める法律案可決報告 書
國虎鹿臘取締法の一部を改正 する法律案	○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め ます。この際、日程に追加して常任委員長 の辞任の件をお詫びいたしたいと存じま す。御異議ございませんか。	國虎鹿臘取締法の一部を改正する法律 案
地方自治法第百五十六條第四項の規 定に基き、海上保安監部及び海上保 安部の設置に関し承認を求めるの件 の議案が送付された。よつて議長は即 日これを委員会に付託した。	同	同
建築基準法案	同	同
地方自治法第百五十六條第四項の規 定に基き、輸出農林水産物検査所の 出張所設置に関する議案	同	同
昨二十七日内閣から予備審査のため左 の議案が送付された。よつて議長は即 日これを委員会に付託した。	同	同
建設委員会に付託	同	同
同日衆議院から予備審査のため左の議 案が送付された。よつて議長は即日こ れを農林委員会に付託した。	同	同
競馬法の一部を改正する法律案(上 院提出)	同	同
同日衆議院から左の議案を提出した。 付託した。	同	同
林山栄吉君外十七名提出	同	同
引揚同胞対策審議会設置法の一部を 改正する法律案	同	同
同日衆議院から左の議案を提出した。 付託した。	同	同
米国対日援助見返資金特別会計から する法律案可決報告書	同	同
国家公務員共済組合法の一部を改正 する法律案可決報告書	同	同
租税特別措置法等の一部を改正する 法律案可決報告書	同	同
昭和二十五年の所得税の六月予定期 告書の提出及び第一期の納期の特例 に関する法律案可決報告書	同	同
同日衆議院議長から、国会において承 認することを議決した左の件を内閣に 送付した旨の通知書を受領した。	同	同
地方自治法第百五十六條第四項の規 定に基き、輸出農林水産物検査所の 出張所設置に関する議案	同	同
同日衆議院議長から左の質問主意書を提出 した。	同	同
農林坑内労働者の賃金及び炭礦設備 資金に関する質問主意書(吉田法晴 君提出)	同	同
同日議長において、左の常任委員の辞 任を許可した。	同	同
人事委員 文部委員	同	同
木下 源吉君	同	同
○議長(佐藤尚武君) これより本日の 会議を開きます。	○議長(佐藤尚武君) 御異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。	○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め ます。この際、日程に追加して常任委員長 の辞任の件をお詫びいたしたいと存じま す。御異議ございませんか。
國家公務員の職階制に関する法律案 可決報告書	同	同
小型自動車競走法案可決報告書	同	同
一般職の職員の給與に関する法律の 制定施行に伴う関係法律の整理に關 する法律案修正議決報告書	同	同
特別鉛害復旧臨時措置法案可決報告 書	同	同
弁護士法第五條第三号に規定する大 学を定める法律案修正議決報告書	同	同
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め ます。	○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め ます。	○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め ます。



のでございます。アジアと日本との貿易は以前において約六割四、五分方を占めておつたのでござります。この生糸が減りました今日、その割合は全体的に大きくならなければなりません。この六、七割の貿易のうちの丁度半ばといふものが即ち中国との貿易でござります。曾て生命線と呼びまして、父祖三代に亘りまして我々は中国と結ばうといたしました。その方法は先程申しましたように間違つた方法によつて出発いたしましたために、すべては瓦解に帰してしまいました。私共が再び起ち上り隣邦諸國と友愛を結ぶためには、完全に過去を清算せねばならぬことを今更のように深く痛感する次第でございます。この新らしい友愛と理性の道によるところのアジア諸国との親交並びに中國との貿易の再興なれば、日本の更生は絶対に不可能であります。眞の調和といふものは絶対に日本に来たらぬことを覚悟いたさねばならぬのでござります。

日本と中国とはこれまで深い経済的関係にあり、貿易の関係を結んだ国でございます。鉄鉱石、粘結炭、更に大豆、塩、桐油、飼糧、牛皮、豚毛、蠻石、各種の鉱石、「うるし」等の豊富にして大量なる原材料をこの国に我々は求め、そぞして中國に対してもその国民の生活に必要な各種の雑貨その他生産の復興に必要な枕木、枕木、車輪、電気機器、通信機、各種機械、化學製品、薬品類、水産物、農業機械等各種の製品、これらを隣邦に輸出したのでありました。更に特に中國の諸君とは、中國から多数の有為の青年の方々が日本に留学されまして、日本の

技術を学び、日本の技術を持ち帰り、そうして日本の機械や設備によつて動かされております工場、鐵道、交通、港湾の整備も莫大なものでござります。曾て生命線と呼びました父祖三代に亘りまして我々は中国と結ばうといたしました。その方法は日本以外の国に次第に取つて代られてしまつてあります。そうして機械工業、技術工業に関しますする限りは、停滯しますならば、これらの資材は若しかくのこときことが今後続きまするならば、日本国民は再び起ち上れぬところに追込まれてしまつてあります。そこで私はこれがこの問題に関するなれば、日本国民は再び起ち上れぬこときがこの問題に関する決意と正しい態度が足らぬために、最近車輛又はレール等につきましての大質量証文が参りましたのに、これを受け聞くことができず、むしろ我々より遙かにそれらが発註されたといふことも新聞で聞いております。

中国と日本との貿易を再開しまするために、併しながらここに重要な條件があることを知らねばなりません。第一には、日本が政治的、軍事的に過去の誤った形を徹底的に反省し清算することが私は第一の前提條件であると思ひます。このためには、併しながらここに重要な條件があることを知らねばなりません。第一の條件は、軍事的には飽くまで中立を通じ、日本は永世中立の立場を譲りと仲よくし貿易を再開することは困難であると思ひます。

第一の條件は、軍事的には飽くまで中立とは即ち実質的中立であります。他の軍事基地に身を委ねるような者はあつたり、又いずれかの国の傭兵になるような浅ましい気持では、印度、インドネシアの諸国並びに中國諸國との親善を保つことは到底不可能ではありません。第一には、日本が政治的、軍事的にカナダでもカリブオルニアでもあります。アフリカの一角に属し、そうして経済的にアジアに属することを我々は知らねばなりません。このことは司会部におきまする経済専門家の各位も夙に我々に指摘いたしておるのでござります。然るが故に、スエーデン、スウェーデン、インド、インドネシア、日本の繋ぐ線を、飽くまでも平和と中立の線にいたさねばならないことを痛感いたすのでござります。

第三に、兩国の貿易の再開は、一党奈良朝の時代における日本の大学は、あのフランス語のように優しい中国の言葉をそのままの言葉で勉強し、又毎年数多くの留学生が遺唐使として隣邦に送られ、我々は朝鮮、中國その他の隣邦諸国を理解し、これらの偉大なる民族を尊敬し、又愛し愛されることを當時知つたのでござります。このおおらかにして豊かな日本の伝統を再び復活いたさねばならないと思います。慈川三百年の間に至められたところの民族の、長いものには巻かれろ、泣く子と地頭にはかなわぬ、卑屈にして冷酷なるこの民族の性質を、この際徹底的に反省し直さねば、隣邦諸国との仲よくし貿易を再開することは再び戦い、血を流した時代がありませぬ。従いまして、私は政治に囚われず、いわゆる政治的イデオロギーに囚われず、相手を害せらず又害されず、そして無害にして有益なる道を摸索せねばならないと存じます。曾て回教徒とキリスト教徒とが愚かにも數百年に亘つて戦い、血を流した時代がありました。又我が國において不俱戴天の敵といふ愚な言葉がありました。併しながらやがて自由、平等、博愛という、より高次の世界觀が人類に理解されるに及び、万国通商の旗が人類に翻つたことを我々は知らねばなりません。最後に世界の動向から見まして中國との親善を考えてみたいと思ひます。そのためには、只今のよろう條件を以ちまして中日貿易を再開し、平和と理性と友愛の下に、隣邦諸国と經濟提携を強く要望いたしたいと思うのでござります。

何とぞ皆様満場一致御賛同をお願い申上げる次第でござります。一言提案の理由を申上げました。(拍手) ○議長(佐藤尚武君) 別に御發言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多數〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決されました。

只今の決議に対し通商産業大臣より発言を求められました。高麗通商産業大臣。

○國務大臣(高麗莊太郎君登壇) 只今の決議案に対しまして政府の所見を申上げたいと思います。

中国との貿易を促進、振興いたしますこと我が国の経済にとつて極めて重要であるということは全く今御決議の通りであります。政府といたしましても中日貿易の促進につきましては十分の熱意を持つておるのであります。現在置かれている両国の特殊な関係から、正常的な貿易を大幅に行するという段階にまだ至つております。併し香港を通じ又は直接にはパート方式などによりまして、現状において可能なあらゆる手段を通じ今後一段と中日貿易の増進に努力したい存であります。(拍手)

〔若木勝藏君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 若木勝藏君。

○若木勝藏君 私は北海道未開拓魚田開拓に対する財政措置の問題について、緊急質問の動議を提出いたしました。

○左藤義詮君 只今の若木君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 若木君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。若木勝藏君。

〔若木勝藏君登壇、拍手〕

○若木勝藏君 私は北海道未開拓魚田開拓に対する財政措置の問題について、政府に一・三の質問をいたしました。

北海道は豊富な水産資源を包蔵しています。これを開拓いたしまして、政府も未利潤六千四百万萬円の資源に着目をして、これが開拓のために、見返資金による融資によつて必要な施設を講じようと企図しておつたのであります。この政府の企画に呼応して、政府も未利潤六千四百万萬円の見返資金によつて最も確実であるといふべき方法による開拓を進めております。これが開拓のための期待を裏切つた事であつたのであります。この政府の措置は、道義的に見ましても誠に無慈悲な措置であるとの批判は免れ得ないであろうと思ひます。又行政的に見ましても極めて無為無策であるといふところの譏評は甘んじて受けなければならぬものであると考へてゐる者であります。私は漁師の家に生れておる者でありますと、幼少の頃から漁業の動態についてはよく知つておる者であります。漁業にとって最も大切なことは、漁期を逸しないことと同様のことでありましようが、併し魚群は動くものであります。その期を外しましては、漁獲は望み得ないのです。又漁具にしても、例えば「にしん」を取るところの網や船は、これを「たら」を取るところの漁具に転用することができます。しかし漁獲は望み得ないのです。然るに政府はこれに對しまして、初め二十四年度分の融資は十月頃にはできるであらうということを表明したのであります。漁民はそれを見つめています。然るに政府はこれに對しまして、この一年、人里離れた北方僻遠の地に、而も朝風に肌をさらして、資金・資材がないために、魚群の立ち去る光景に悲嘆の涙に暮るるところの漁民の姿が、それが延びて年末になるだらうとしたのであります。漁民はそれを目的としたのであります。正に

これは当事者にとつては最大の苦痛になります。若木勝藏君。

相違なかつたのであります。ところ

が、更にこれが明けて二月かあるいは三月頃でなければ出ないのであるうといふことになつたのであります。年度当初において用意されなければならぬことの資金が年度末まで持越された

度は融資不可能であるといふ、全く漁

は、資金ではなくして、実は二十四年

や十人倒産しても仕方がないと言いま

して、各方面から手痛いところの批判

を受けたあの放言と、一脈相通するも

のがなしとしないのであります。而し

し、この場合はまだ放言であるのに對

す。私は先ず第一に、政府の責任者で

ある吉田首相と所管大臣であるところ

の森農相に、この事実に對する所見

と、何故に昨秋閣議において決定した

この未開拓魚田開拓の融資が打切られ

ることになつたのであるか、その理由

を伺いたいのであります。

〔伝え聞くところによりますと、二

十四年度の私企業に充てられておつた

ところの二百五十億の見返資金が、年度末においてすでに農林、水産関係に充當されておつたものが他に使われて、残り幾ばくもないことが分つて、

従つて魚田開拓の分一億も融資不可能になつたといふことであります。從来この財

政措置としては、二十二年度、二十三

年度においては少額の公共事業費を以てこれに充て、二十四年度においては

見返資金の融資を以てこれに充てして來

て、政府は今後如何なる方針で計画を進められるのであるか、この点につい

て伺いたいのであります。從来この財

政措置としては、二十二年度、二十三

年度においては少額の公共事業費を以てこれに充て、二十四年度においては

見返資金の融資を以てこれに充てして來

たのであります。これはいづれも魚

田開拓の根本方策としては當を得ない

ものでありますと、二十四年度のこと

き事態は、これを明らかに説明する

ころであります。千島博士を失つた今

日、全国水産漁獲の三分の一を占め

ます。彼はただ見返資金の融資を行つて、この漁民の死活問題の解決に当

りますが、それが一ヶ月後の今日一錢の融資もなく打ち切つとなつて、悲惨これに越

すものがないと言わねばなりません。

次に質問の第二点は、この未開拓魚田開拓の融資について昭和二十五年度は如何なる方針をとられる計画でありますか、それをお伺いたいのであります。

まず、若しその融資計画が実現でない場合は、開拓漁民の事業計画は全く立たず、宙に迷うことは当然であります。

次に、所管大臣に想像して貰いたいのであります。留の分を勘定する等、適当な方法によつて、この漁民の死活問題の解決に当りますが、それがないか、特に森所管大臣の明確な答弁を伺いたいのであります。

事業費貸付として、その余剰或いは保

田開拓の融資について昭和二十五年度は如何なる方針をとられる計画でありますか、それをお伺いたいのであります。

所管大臣に想像して貰いたいのであります。

留の分を勘定する等、適當な方法によつて、この漁民の死活問題の解決に当りますが、それがないか、特に森所管大臣の明確な答弁を伺いたいのであります。

次に質問の第二点は、この未開拓魚田開拓の融資について昭和二十五年度は如何なる方針をとられる計画でありますか、それをお伺いたいのであります。

まず、若しその融資計画が実現でない場合は、開拓漁民の事業計画は全く立たず、宙に迷うことは当然であります。

次に、所管大臣に想像して貰いたいのであります。留の分を勘定する等、適當な方法によつて、この漁民の死活問題の解決に当りますが、それがないか、特に森所管大臣の明確な答弁を伺いたいのであります。

事業費貸付として、その余剰或いは保

田開拓の融資について昭和二十五年度は如何なる方針をとられる計画でありますか、それをお伺いしたいのであります。

所管大臣に想像して貰いたいのであります。



の七十五に相当する金額を、当該競走における勝車以外の出走した小型自動車に投票した者に対して、各勝車投票券にあん分して拂戻金として交付する。

3 前二項の規定により勝車投票の的中者又は勝車投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、省令で定める。

第十三條 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

2 前項の端数切捨によつて生じた金額は、小型自動車競走施行者の収入とする。

(投票の無効)

第十四條 勝車投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

1 出走すべき小型自動車がなくなり、又は一車のみとなつたこと。

2 小型自動車競走が成立しなかつたこと。

3 小型自動車競走に勝車がなかつたこと。

4 発売した勝車投票券に表示された車が出走しなかつた場合

は、その車(第一着及び第二着となつた車をその順位で一組として勝車とする勝車投票法(以下連勝式勝車投票法といふ。)にあつてはその車の属する組)に対する投票は、無効とする。連勝式勝車投票法において同一の

連勝式番号をつけられた車を一組とした場合において、表示された車のうちいかれか一車のみが出走したときは、その組に対する投票についても、同様である。

2 前項の場合においては、当該勝車投票券を所有する者は、小型自動車競走施行者に対してその券面金額の返還を請求することができる。

(拂戻金及び返還金の債権の時効)

第十五條 第十二條の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

第十六條 小型自動車競走施行者は、勝車投票券の売上金額の百分之二十五に相当する金額を自己の収入とするものとする。

(国庫納付金)

第十七條 小型自動車競走施行者は、前條の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(小判金)

第十八條 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走会に小型自動車競走の実施を委託したときは、

第十九條 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走会に小型自動車競走の作成その他小型自動車競走の実施の調整並びに小型自動車に関する事項の振興を目的とする。

(勝車投票券の発売の停止等)

交付しなければならない。

(小型自動車競走施行者の負担する実施に要する費用)

は、第十六條の規定により自己の収入とすべき金額から前二條の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走の実施につき小型自動車競走会に委任しない事項に関する経費に充てなければならない。

第十九條 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、

收入とすべき金額から前二條の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走会連合会に対し、あらかじめ戒告をした上、勝車投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 すべての小型自動車競走会は、国内において一箇の全国小型自動車競走会連合会を設立し、その会員となるものとし、各会員は、一箇の平等の表决権を有し、多数決をもつて全国小型自動車競走会連合会の総会の議事を議決する。

3 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、民法(明治十九年法律第八十九号)第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立される法人とする。

4 小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施を、全国小型自動車競走会連合会は、小型自動車競走の開催終了及び会計その他必要があると認める事項について届出又は報告を求めることができる。

(委任事項)

第二十二条 通商産業大臣は、小型自動車競走施行者から小型自動車競走の開催終了及び会計その他必要があると認める事項について届出又は報告を求めることができる。

(委任事項)

第二十三条 この法律に定めるもの

の外、小型自動車競走の実施の委任に関する事項、小型自動車競走場及び小型自動車競走に使用する

小型自動車競走施行者の競走日程

の相手方となつた者

二 第十一條の規定に違反した者

三 前條第一号に規定する行為の相手方となつた者

四 前條第三号に規定する行為の相手方となつた者

五 前條第二号に規定する行為の相手方となつた者

六 前條第五号に規定する行為の相手方となつた者

七 前條第六号に規定する行為の相手方となつた者

八 前條第七号に規定する行為の相手方となつた者

九 前條第八号に規定する行為の相手方となつた者

十 前條第九号に規定する行為の相手方となつた者

十一 前條第十号に規定する行為の相手方となつた者

十二 前條第十一号に規定する行為の相手方となつた者

規準その他登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はその刑を併せ科する。

第一二十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はその刑を併せ科する。

第一二十一条 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会がこの法律に違反した場合には、通商産業大臣は、當該都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し、あらかじめ戒告をした上、勝車投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 この法律により行う小型自動車競走に関し、多数の者に對し財物をもつてかけことをした者

三 第十一條の規定により勝車投票券の購入又は譲受を禁止されている者であつて前号に規定する行為の相手方となつた者

四 第十一條の規定により勝車投票券の購入を禁止している者であることを知りながら、その者に對して勝車投票券を発売し

た者は、二万円以下の罰金に処する。

第一二十二条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一二十三条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一二四條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一二五條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一二六條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一二七條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一二八條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一二九條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一三〇條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一三一條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一三二條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一三三條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第一三四條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。



本規則第4条は、前項の規定をより適當な復旧工事の施行者を定めることができないとき、特別鉱害復旧公社を復旧工事の施行者とすることができる。

#### (工事計画等の認可)

第六條 復旧工事（主務大臣の自ら施行する工事を除く。）の施行者は、主務大臣の指示を受けたときは、その工事計画（工事の完了の

時期並びに工事に要する費用及びその費用のうち特別鉱害復旧公社の負担となる費用について、主務大臣の定める期間内に、その認可を申請しなければならない。

2 前項の認可を受けた者は、認可を受けた事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

3 前二項の認可を申請するときは、その申請書に、その特別鉱害を現に受けている者であつて、その申請書に添附した書面を添付しなければならない。但し、その同意書を得ることができないときは、その事由を記載した書面を添付しなければならない。

4 主務大臣は、必要があると認めるとときは、第一項若しくは第二項の認可をする場合においてその申請を変更して認可し、又は第一項若しくは第二項の認可をした事項を変更することができる。

5 主務大臣が自ら施行する工事の施行、第一項の指示、同項及び第二項の認可並びに前項の規定による認可事項の変更是、通商産業大臣が鉱害対策審議会に諮詢して定める基準に従つて行わなければならぬ。

#### (認可事項の公告)

第七條 主務大臣は、前條第一項の認可をしたときは、その特別鉱害

並びに復旧工事の施行者及び完了の時期を公告しなければならない。

これら的事項に変更のあつたときは、同様とする。

#### (工事施行の義務)

第八條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者は、同條の規定による工事計画に従つて復旧工事を施行し、且つ、同條の規定による完了の時期までにこれを完了しなければならない。

2 前項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定に違反して、復旧工事を施行し、又は施行しない場合は、主務大臣は、第六條第一項の認可を取り消すことができる。

3 主務大臣は、前項の規定による取消をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（工事の実施の承認）

第九條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者が鉱業権の譲渡その他の特別の事由により、工事の施工を継続することができない場合において、鉱業権の譲受人そ

の法律に基き設立される○法人との契約による賃貸借の供給を確保し、石炭鉱業による特別の鉱害の急遽且

2 前項の場合において、その復旧工事の結果著しく利益を受ける者があるときは、主務大臣は、その利益を受ける限度において、その費用の額を定め、これを特別鉱害復旧公社に納付させることができる。

3 第一項本文の規定による特別鉱害復旧公社の負担は、第六條第一項若しくは第二項の認可を受けた特別鉱害復旧公社の負担となる費用又は同條第四項の規定により変更された特別鉱害復旧公社の負担となる費用又は費用の額の範囲内で行う。

（損害賠償の責任の消滅）

第十條 復旧工事（主務大臣の自ら施行する工事を除く。）の施行者は、

2 定款は、通商産業大臣の認可を

びこれを完了したときは、通常なく主務大臣にその旨を届け出なければならない。

第十一條 復旧工事に要する費用は、國又は地方公共團體の負担となるもの○を除しては、特別鉱害復旧公社が負担する。但し、他の法令の定ある場合その他特別の事由のある場合において、國、地方公共團體及び第三條第二項から第四項までに規定する鉱業権又は鉱業権者であつた者としての被指定者以外に、その費用の全部又は一部を負担する者のあるときは、その者の負担となる費用については、この限りでない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

（目的及び法人格）

第八條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者は、同條の規定による工事計画に従つて復旧工事を施行し、且つ、同條の規定による完了の時期までにこれを完了しなければならない。

2 前項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定に違反して、復旧工事を施行し、又は施行しない場合は、主務大臣は、第六條第一項の認可を取り消すことができる。

3 主務大臣は、前項の規定による取消をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（工事の実施の承認）

第九條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者が鉱業権の譲渡その他の特別の事由により、工事の施工を継続することができない場合において、鉱業権の譲受人そ

の法律に基き設立される○法人との契約による賃貸借の供給を確保し、石炭鉱業による特別の鉱害の急遽且

2 前項の場合において、その復旧工事の結果著しく利益を受ける者があるときは、主務大臣は、その利益を受ける限度において、その費用の額を定め、これを特別鉱害復旧公社に納付させることができる。

3 第一項本文の規定による特別鉱害復旧公社の負担は、第六條第一項若しくは第二項の認可を受けた特別鉱害復旧公社の負担となる費用又は同條第四項の規定により変更された特別鉱害復旧公社の負担となる費用又は費用の額の範囲内で行う。

（損害賠償の責任の消滅）

第十條 復旧工事（主務大臣の自ら施行する工事を除く。）の施行者は、

2 定款は、通商産業大臣の認可を

ノ一（旧重要鉱物増産法附則第三項の規定によりなほその効力を有する同法第十七條ノ二十二及び右

炭鉱業権等臨時措置法第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による損害賠償の責任は、消滅したものとみなす。

（第三章 特別鉱害復旧公社）

第十三條 特別鉱害復旧公社（以下「復旧公社」といいう。）は、國及び地方公共團體の負担とならない復旧工事に要する費用の供給を確保し、石炭鉱業による特別の鉱害の急遽且

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

（目的及び法人格）

第八條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者は、同條の規定による工事計画に従つて復旧工事を施行し、且つ、同條の規定による完了の時期までにこれを完了しなければならない。

2 前項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定に違反して、復旧工事を施行し、又は施行しない場合は、主務大臣は、第六條第一項の認可を取り消すことができる。

3 主務大臣は、前項の規定による取消をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（工事の実施の承認）

第九條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者が鉱業権の譲渡その他の特別の事由により、工事の施工を継続することができない場合において、鉱業権の譲受人そ

の法律に基き設立される○法人との契約による賃貸借の供給を確保し、石炭鉱業による特別の鉱害の急遽且

2 前項の場合において、その復旧工事の結果著しく利益を受ける者があるときは、主務大臣は、その利益を受ける限度において、その費用の額を定め、これを特別鉱害復旧公社に納付させることができる。

3 第一項本文の規定による特別鉱害復旧公社の負担は、第六條第一項若しくは第二項の認可を受けた特別鉱害復旧公社の負担となる費用又は同條第四項の規定により変更された特別鉱害復旧公社の負担となる費用又は費用の額の範囲内で行う。

（損害賠償の責任の消滅）

第十條 復旧工事（主務大臣の自ら施行する工事を除く。）の施行者は、

2 定款は、通商産業大臣の認可を

受けて、変更することができる。（登記）

（復旧公社は、その設立、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

第十六條 復旧公社は、その設立、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

（非課税）

第八條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者は、同條の規定による工事計画に従つて復旧工事を施行し、且つ、同條の規定による完了の時期までにこれを完了しなければならない。

2 前項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定に違反して、復旧工事を施行し、又は施行しない場合は、主務大臣は、第六條第一項の認可を取り消すことができる。

3 第一項本文の規定による特別鉱害復旧公社の負担は、第六條第一項若しくは第二項の認可を受けた特別鉱害復旧公社の負担となる費用又は同條第四項の規定により変更された特別鉱害復旧公社の負担となる費用又は費用の額の範囲内で行う。

（損害賠償の責任の消滅）

第十條 復旧工事（主務大臣の自ら施行する工事を除く。）の施行者は、

2 定款は、通商産業大臣の認可を



し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

#### 第四章 雜則

(報告及び立入検査)

#### 第三十一條 <sup>五</sup> 主務大臣は、特別鉱害の認定若しくは第三條第二項から第四項までの規定による鉱業権者若しくは鉱業権者であつた者の指定を行い、又は復旧工事の施行若しくは復旧工事に要する費用の負担の適正を図るため特に必要があると認めるときは、石炭を目的とする鉱業権者若しくは石炭を目的とする鉱業権者であつた者、復旧工事の施行者、特別鉱害を受けている者若しくは第十一條第一項に規定する利益を受ける者から報告をさせ、又は当該職員に左に掲げる場所に立ち入り、特別鉱害若しくは復旧工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
前條第二項の規定は、第一項の規定により立入検査をする職員に準用する。

#### (鉱業の委任)

第三十二條 <sup>六</sup> 通商産業大臣は、この法律による権限の一部を石炭局長に委任することができる。

#### 第五章 罰則

第三十三條 <sup>七</sup> 第六條第一項の規定に違反して、同項の主務大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十四條 <sup>八</sup> 第八條第一項〇〇(第十一項)の規定に違反して、工事計画に従わないで復旧工事を施工し、又は工事の完了の時期までに復旧工事を完了しなかつた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十五條 <sup>九</sup> 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万元以下の過料に処する。

第三十六條 <sup>十</sup> 第十條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十七條 <sup>十一</sup> 左の場合においては、

第三十八條 <sup>十二</sup> 左の場合においては、

第三十九條 <sup>十三</sup> 左の場合においては、

第四十条 <sup>十四</sup> 左の各号の一に該当す

る者は、三十日以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 <sup>十五</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定に違反して、

第三十二条 <sup>十六</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定に違反して、

第三十三条 <sup>十七</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定による検査を

前項の規定による立入検査の権

拘み、妨げ、又は忌避した者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十七條 左の場合においては、

第三十八條 <sup>十五</sup> 复旧会社の理事長、理事又は監事を一万円以下の過料に処する。

第三十九條 <sup>十六</sup> 第二十一条に規定されていない業務を行つたとき。

第三十一条 <sup>十七</sup> 第二十九條の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十二條 <sup>十八</sup> 第二十九條の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十三条 <sup>十九</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定による検査を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第三十四条 <sup>二十</sup> この法律又はこの法律に基く政令に違反して、登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

第三十五条 <sup>二十一</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定による書類を怠り、又は不実の記載をしたとき。

第三十六条 <sup>二十二</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定による書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第三十七条 <sup>二十三</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定による書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第三十八条 <sup>二十四</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定による書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第三十九條 <sup>二十五</sup> 第三十條第一項又は第三十

二第一項の規定による書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

に対する罰則の適用及び復旧会社の清算に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三十一条 <sup>二十六</sup> 前項の規定による復旧会社の解散するものとし、その解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条 <sup>二十七</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第三十三条 <sup>二十八</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第三十四条 <sup>二十九</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第三十五条 <sup>三十</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第三十六条 <sup>三十一</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第三十七条 <sup>三十二</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第三十八条 <sup>三十三</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第三十九條 <sup>三十四</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十条 <sup>三十五</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十一条 <sup>三十六</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十二条 <sup>三十七</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十三条 <sup>三十八</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十四条 <sup>三十九</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十五条 <sup>四十</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十六条 <sup>四十一</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十七条 <sup>四十二</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第四十八条 <sup>四十三</sup> 复旧会社は、前項の時に解散する。

第五條第六号ノ八の次に次の二号を加える。

六ノ九 特別鉱害復旧会社の業務ニ関シタル証書帳簿



この法案は、いわゆる特別鉱害の復旧に関する臨時措置について規定したものであります。そこで特別鉱害とは如何なる鉱害を指すかと言いますと、これは本法第三條第一項に規定するもので、いわゆる太平洋戦争中、戦争遂行のため、緊急な国の要請に基く石炭増産の応急措置として発せられた命令、又はこれに準ずるものと認められるべき行政上の措置に基いて强行出炭をしたために発生した鉱害であつて、而も急速に復旧を行ふ必要のあるものでございます。これが復旧費は、配炭公団の存続中は、国費及び地方公共団体負担金の外に、用炭トントン当り十六円四十一銭の割合で炭価に織込まれた特別鉱害復旧費を配炭公団にブルする方法によつて調達し、復旧工事を進めているのであります。が、昨年九月十六日の配炭公団廃止と共に、石炭の統制が撤廃され、右の復旧工事費の主要な財源が失われることになつたのであります。併しながらかような事態発生のため、すでに発足し、順調に進行中の復旧工事を突如として中絶させるわけには行かず、そのため発生する社会問題は大なるものがあり、特別鉱害の被害者初め関係者の懸念と焦慮は極めて深姫なものがあり、かくて從来の法的措置を講ずることとし、今回再要望があり、政府はここに速かに所要の法的措置を講ずることとし、今後再び国会に提出した次第でございます。

次に政府原案の大要を申上げますと、法案の目的は、第一條に明らかに

ように、太平洋戦争遂行のため國の要請に基く強行出炭を行なつたため起つた特別鉱害を考慮且つ計画的に復旧することにあるのであります。即ち本法に基き特別鉱害復旧団が設立され、この法人は石炭を目的とする鉱業権者から納付金の徴収を図り、復旧工事の施行者に対する費用の支拂を行わしめ、特別鉱害の計画的且つ急速なる復旧に資することにしてあります。而して復旧工事に要する費用は、國又は地方公共団体の負担となるものを除いては、原則として石炭鉱業権者より石炭一トントにつき二十円を超えない範囲内におきまして通産大臣が定める金額にその出炭量を乗じて得た金額を復旧団に納付せしめ、工事施行者は支拂う仕組によります。工事施行者は原則として特別鉱害に關係のある鉱業権者で、他の法令に定めのある場合はそれによることとし、復旧工事に要する費用の全部又は一部が國の公共事業費によつて支拂される場合、その他公共事業として施行される場合には、主務大臣が定めることとあります。本法によつて有効五ヶ年の臨時法で、この期間内に特別鉱害の復旧を完了せんとするものであります。差當り年間十億円の程度を目指としてあります。

次に衆議院修正案の主要な点を申上げます。先づ復旧団に対する鉱業権者の納付金については、全炭鉱一律に出炭トントン当り二十四円を超えない範囲において納付されることになつております。先づ復旧団に対する鉱業権者の納付金について、全炭鉱一律に出

ることとし、又当該炭鉱の復旧費が納付金より少い場合はみずから復旧するものと思われる旨の発言があつた。付金より少い場合はみずから復旧することができるとしていたこと、又復旧団の性格を变更し、政府機関として、復旧公社と改め、その職員は國家公務員としたこと、又復旧公社に対する地主公共團体鉱業権者等からの寄附を受入れることのできるとしたことであります。尙、本修正案の実施について、公其事業費国庫補助率の増加につき努力することとしてあります。以上が衆議院修正案の主なる点であります。

本委員会におきましては、本決案審議に特に慎重を期し、昨年十二月九日、第一班として九州に義田、島、廣瀬の三委員の現地視察を行い、次いで一月十一日には第二班として山口、九州に中川委員の現地視察を行い、二月八日には公聽会を開き、被害者炭鉱業者、地方自治團体、学識経験者等の意見を聴取し、次いで三月二十七日には本法案に関する小委員会を設け、更に十分な検討を加えた次第でございます。さて本案審議に際しては委員各位より熱心なる質疑がありましたが、その詳細は速記録に譲りまして、その主なるもの一、二点を申上げます。

一委員より、特別鉱害と一般鉱害との区別が困難ではないかとの質問に対し、政府は、石炭採掘に際しては各石炭局において施行案の認可をしますので、當時の国家要請の命令書等十分なりの検討を加えれば、その認定は困難でない旨の答弁があり、次いで他者を代表する党の立場もありますが、鉱害の大半を占めております福岡県、而も福岡県の鉱害の中心地帯である福岡市、家屋五万四千四百戸、墓地六千戸水は涸れ、水道は渇き、道路、河川は沈下するという陥没な鉱害となります筑豊に育つております者といたしまして、この特別鉱害復旧臨時措置

ち特別鉱害として今回復旧されます予定のものは五十億円、全体の約二割強であります。言い換えますと、八割の一一般鉱害が取残されて、一万町歩の耕地は依然水底に没し或いは浸水して收穫なく、墓地、家屋の多くが尙沈下し或いは傾いたまま取残されております。遠賀川の川水も尚汚れて、関係市町村民は飲料水に苦しむことであろうと考えます。このことは、この際御認識を願いたい 것입니다。特別鉱害として認められた五千億の外は一般鉱害として金銭賠償の対象となるであろう、こういう委員会における官憲政務次官の答弁でありましたが、政府は未だ鉱害問題を政治問題として十分受け取つておられないよう考へるのであります。その深刻なる真相について十分の御理解がないよう思ふのであります。五月雨降れば一望水の下に耕地も墓も没し去つて、壁は落ち、床は凝り、折角植えた稻が頭のみを水上に見せて、十日も浸ると腐つて收穫皆無になりますが、年々この空しい努力を続け、水に浸つた稻田を果然眺めている百万の農民の心情は、政府は十分お分りになつておらぬのであります。政治の要諦は、一人の所を得ざります。政策の要諦は、一人の所を得ざる者もあらしめないことだと考へます。一人の不幸に泣く者もあらしめないことだと信ずるのであります。足尾の鉱害問題解決のため田中翁が一生を擰げられたように、鉱害問題の真の解決のためには私共も又骨を埋める覚悟も必要だと考へておりますが、今回の特別鉱害に非常な理解と同情をお示し下されたこの参議院が、残された一般鉱害の根本的な解決のために一層の御認識を願いたいとのことであります。

尚、従来鉱業法上金銭賠償の形を原則とした鉱害賠償が、この法律によつて原状回復の形をとることになつたことは、今後の鉱害賠償の原則を変更せしむる本質的な要素を含んでいる点を指摘して置きたいと思います。資本主義的な賠償方法としては金銭賠償の形をとるであります。生後でも、貞操でも、何でも金に換算して賠償する建前をとるのでありますから、鉱害賠償も金でやるのは当然であります。併し鉱業権者の金銭賠償に任せたつたのでは陥落した土地は復旧しないのであります。国土の荒廃はますます甚だしくなるばかりであります。戦後の食糧不足、八千万が押込められた国土の復興開発という社会的な要素が加えられて、法律によるのではなく、制度上では鉱害トン当たり十六円十一銭といふ額が集められ、国家、公團共に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○謹長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。

先ず小型自動車競走法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○謹長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○謹長(佐藤尚武君) 次に特別鉱害復旧臨時措置法全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○謹長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○謹長(佐藤尚武君) 附則

この法律は、公布の日から施行する。この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月二十六日  
参議院議長 佐藤尚武殿

○謹長(佐藤尚武君) 諸君登壇、拍手

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程されました弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告いたします。

第五回国会におきまして衆議院より提出せられ制定を見ました弁護士法は、その第五條において弁護士となる資格について規定を設け、その資格の一つとして、同條第三号に、五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において、法律学の教授又は助教授の職に在つた者と規定しています。これらの者にも弁護士となる資格を認めているのです。それで法律を以てかかる大学を定めなければ弁護士法の運用が円滑に行われないことがありますので、今回衆議院より弁護士法運用の完璧を期する趣旨で本法案が提出されました次第でござい

ます。先づ委員長の報告を求めます。

協力を賜わらんことをこの際お願いして置きます。

尚ながら贊意を表するといふ委員会の御協力を願いたいとして賛成討論をする御意見に当然同調せざるを得ないのであります。尚今後残されました一般鉱害問題の解決について同僚議員諸氏の御協力を願いたいと存じます。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

大学を定める法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月十八日

参議院議長 佐藤尚武殿

案議院議長 佐藤尚武殿

大学を定める法律案

百五号) 第五條第三号に規定する大

学は、学校教育法(昭和二十一年法

律第二十六号)による大学で法律學

を研究する大学院の置かれているも

の、旧大学令(大正七年勅令第三百

八十八号)による大学及び旧満州國

建國大學とする。

附 則

災 害

地 区

昭和二十五年四月三日及び同月十三日	静岡県のうち
日野岡県熱海市に	熱海市

おこつた火災

羅東都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五条の二の災害を左表上欄記載のとおり定める。同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。



てその概要を御紹介いたします。衆議院の修正案の第一点は、食糧管理法第二條の主要食糧中、米以外のものについては飲食業者に対する一定の要領によって業務用割当を実施し得ることとなりましたので、飲食業者が食糧管理法又は同法に基く命令の規定によつて合法的に入手したもの及びこれらを調理加工したものを、販売について制限のなくなつた「いも」類及びその加工品と共に、指定主食から除いてその自由販売を認めること、第二点は、麺類外食券食堂では從来外食券のみ通用していたのを、外食券と共に麺類の購入券も通用するように改めること、第三点は、喫茶店に対して從来酒類の販売が禁止されていたのを改め通用していたのを、外食券と共に麺類の購入券を認めること、第四点は、修正の第一点によつて、指定主食とは飲食業者が非合法的に入手したこととする点、第五点は、修正案の主要食糧及びこれを調理加工したものとのいうことになるので、飲食業者はこれらのものを提供してはならないこととする点、第六点は、罰則に関する経過規定として、この法律の施行前にした違法行為第二点に伴つて、第十條と第十一條第二項の場合に、從来外食券だけであったに麺類の購入券を加えること、第六点は、罰則に関する経過規定として、この法律の施行前にした違法行為に対する罰則の適用については、尙從前の一例によるることを定めること、以上あります。

地方行政委員会におきましては、以上の内容を盛つた本法案について、森林大臣、政府委員等との間に質疑を行ひ、審議に當つたのであります。一方で、旅館における機器御異議ございませんか。

側の意見に對して、政府委員より、そく實情を察するに者がではないが、諸般の事情により未だこれを実現すべきであると段階に達していない、併し将来これが実現に努めた旨の答弁があります。

かくして四月二十七日、政府提出の原案に衆議院の修正案を含めて改正法案を一括して討論採決を行なつた結果、全会一致を以て本法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

〔岡元義人君登壇、拍手〕  
○岡元義人君 今回明優丸に引き続き、千百四十名を乗船せしめて舞鶴港に信濃丸の入港を見るに至りました。時を同じくいたしまして、ソ連タス通信社に賛成の諸君の起立をまざめます。

【総長起立】  
○總長(佐藤尚武君) 総員起立と認めければ、これより本案の採決をいたします。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

これにて午後一時三十分まで休憩いたしました。

午後零時二十八分休憩

午後二時零分開議

○總長(佐藤尚武君) 休憩前に引継ぎ、これより会議を開きます。

〔岡元義人君発言の許可を求む〕  
○總長(佐藤尚武君) 岡元義人君。

○岡元義人君 本員は去る二十二日のソ連タス通信の発表は公式のものではなく、送還実現に努力する旨発表せられたのであります。併しながら先のタス通信発表に対しまして、日本共産党は、タス

通信は公式のものではなく、送還あり、この度の場合正式に閣僚会議で決定されたものである。これによつてソ連在留戦犯以外は、一人として永久に今後ソ連からの引揚はない、今まで空しい期待を留守家族に抱かせた政府の責任は大きい、ソ連の正式発表を否定するならば、三十数万という日本政府の数字の信頼性を立証し、政府は一切の事情を明らかにして、世界と日本の人民の前に謝罪すべきだ、又引揚完了の発表されたのであります。現在ナーベル方面に残された病人八名、カラカンダ地区二十一名、ホーリー病院八十五名が現存することが確認されております。この外に北千島よりカムチャッカ方面に移送された者三千名以上あります。その後逐次判明しつつある收容所の数は、その数を増すのみであります。

その際は、その見解に対しても、心から厚頗恭なる見解に対して、政府はこ

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○總長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。岡元義人君。

【岡元義人君登壇、拍手】  
○岡元義人君 今回明優丸に引続き、千百六十名を乗船せしめて舞鶴港に信濃丸の入港を見るに至りました。時を同じくいたしまして、ソ連タス通信社に賛成の諸君の起立をまざめます。

〔總長起立〕  
○總長(佐藤尚武君) 別に御發言もなくければ、これより本案の採決をいたします。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

これにて午後一時三十分まで休憩いたしました。

午後零時二十八分休憩

午後二時零分開議

○總長(佐藤尚武君) 休憩前に引継ぎ、これより会議を開きます。

〔岡元義人君発言の許可を求む〕  
○總長(佐藤尚武君) 岡元義人君。

○岡元義人君 本員は去る二十二日のソ連タス通信の発表と引揚問題に関する動議を提出して、政府当局に緊急質問の動議を提出いたしました。

○城義臣君 只今の岡元義人君の動議に賛成をいたします。

○城義臣君 只今の岡元義人君の動議に賛成をいたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○總長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。岡元義人君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○總長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。岡元義人君。

れましては、緊急にこれが具體策を講ぜられるよう衷心より望んで止まない次第であります。

次に受刑者について一言申上げますが、先に申述べました生存の判明せられたる者四千百四十名の中には、三百二十名の女性を含み、而もこれらの受刑者に至りましては、その罪状が内密的に極めて大人気ない判決がなされておりますのであります。

偉太の海岸に打上げられた死んだ「にん」三尾を持ち帰つたなど、十年の刑を減ざれておるのであります。

或いは建築作業中に板一枚を破損した故を以て、これ又十年の刑を受けておるのであります。到底日本においては想像し得ないことであります。

心情は誠に察するに忍び難きものがあり、かかる事実に鑑みまして、政府におかれましては、速かにその減刑を希望すると共に、この際、南方地区戦犯受刑者も逐次司令部の好意によりまして日本において服役が実施せら

れつある際でありますし、ソ連地区にその減刑及び難さるもののがあります。しかし、かかる事実が内密的に極めて大人気ない判決がなされておるのであります。

偉太の海岸に打上げられた死んだ「にん」三尾を持ち帰つたなど、十年の刑を減ざれておるのであります。

准備しておる旨聞き及んでいますので、准備しておる旨存じであります。国民は重大な閑心を持つて居ますのであります。

その第一点は、カラカンダ地区を初めその他の地区においても一部アクトナーブの政治工作員等が、自己の帰還を容易ならしめるため関東軍罪悪史の編纂と称して、抑留者の帰心矢のとき心を許すとの甘言を以て欺き、署名捺印を許すものと申します。又問題を解決しておこなつたのであります。又問題を解決した泉田明君のことときは、行動を共にした他の友人達は明優丸で帰つておるにも拘わらず、一人残されて遂に帰国した九十九地区第九分所におけるカラカンダ地区の植松君は、ハバロフスクまで帰還のために帰國せしめられたものである。

この中には極端に打上げられたものもある様模であります。結果としては、開拓せしめられるよう、対日理事会等に懇請する意図ありや、その決意を伺いたいと思うのであります。

次に今回の帰還者により、ハバロフスクの将官收容所に残留せしめられたところの三十七名のうち、十七名を認めといたしまして、タス通信による九百七十名は中華人民共和国政府に引渡されたものと判断せられるのであります。これらの氏名等に関しまして、こ

れましては、緊急にこれが具體策を講ぜられるよう衷心より望んで止まない次第であります。

次に中共地区に関連いたしましてお尋ねいたします。去る四月二十日午後八時半モスクワ放送によれば、中華人民共和国主席毛澤東氏は、約二万数千人に達する日本人を日本へ送還すべく日下りましたが、この問題について政府当局は御存じでありますか。国民党は重大な閑心を持つて居ますのであります。

次に三点について、法務府関係についてお尋ねをいたしたいのであります。

最後に、去る三月二十九日、本院は院議を以ていわゆる德田要請問題に関する調査についての勅告を行なつた次第であります。その後この問題に関する議論を以て、院議を以ていわゆる德田要請問題に関する調査についての勅告を行なつた次第であります。その後この問題に関する議論を以て、院議を以ていわゆる德田要請問題に関する調査についての勅告を行なつた次第であります。

その第一点は、カラカンダ地区を初めその他の地区においても一部アクトナーブの政治工作員等が、自己の帰還を容易ならしめるため関東軍罪悪史の編纂と称して、抑留者の帰心矢のとき心を許すとの甘言を以て欺き、署名捺印を許すものと申します。又問題を解決しておこなつたのであります。又問題を解決した泉田明君のことときは、行動を共にした他の友人達は明優丸で帰つておるにも拘わらず、一人残されて遂に帰国した九十九地区第九分所におけるカラカンダ地区の植松君は、ハバロフスクまで帰還のために帰国せしめられたものである。

この中には極端に打上げられたものもある様模であります。結果としては、開拓せしめられるよう、対日理事会等に懇請する意図ありや、その決意を伺いたいと思うのであります。

次に今回の帰還者により、ハバロフスクの将官收容所に残留せしめられたところの三十七名のうち、十七名を認めといたしまして、タス通信による九百七十名は中華人民共和国政府に引渡されたものと判断せられるのであります。これらの氏名等に関しまして、こ

れましては、緊急にこれが具體策を講ぜられるよう衷心より望んで止まない次第であります。

に御答え申上げます。

先ず以て岡元さんが残留同胞引揚について懸命の努力を願つておる点につきまして、政府といたしましては深く敬意と謝意を表する次第であります。

御指摘の御質問に対しましては概ね厚生大臣からお答えいたしました通りであります。あと法務府関係の問題がござりますが、法務府関係の問題につきましては、法務府といたしまして慎重に取調べをいたした結果審査をいたしました。

それから厚生大臣も繰返されました

が、本問題について吉田総理以下閣僚は一致協力懸命の努力を傾倒いたしまして、早期解決を図っております。

タス通信は一通信でございまして、

公式の声明とは考えておりませんが、

タス通信の指摘された数字は、岡元委員長のおつしやる通り我々の全然不可解とするところであります。

それから尙、連合軍司令官初め連合軍當局がこの問題の早期解決について懸命の努力を傾倒されておりますお蔭

を以ちまして、今までの引揚の成果を挙げた次第でございますが、これが完成を期するために我々は連合軍當局と協力一致いたしまして、大いにその成果を挙げたい、こう考えております。先般タス通信の発表のありました

連合軍情報部長であるウイロビー少将並びにシーボルト対日理事会議長に重ねて懇請に参った次第であります。(公正にやれ)と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、電気事業会社の米国対日援助見返資金等の規定による一般の先取特権

借入金の担保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。電力問題に関する特別委員会理事石坂豊一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十五年四月八日

衆議院議長 繁原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案

第一條 国は、電気事業会社に対する米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案

第一條 国は、電気事業会社に対する米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案

第一條 国は、電気事業会社に対する米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案

第二條 前項又は第二項の貸付金を借り入れた電気事業会社は、商法明治三十一年法律第四十八号)により告する貸借対照表に、当該借入先及び借入金額を附記しなければならない。

第三條 会社の業務を執行する取締役その他の役員は、左の場合においては、十万円以下の過料に処する。

一 前條第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

二 前條第二項の規定による附記をせず、又は虚偽の附記をしたとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、電気事業会社がこの法律の施行前に借り入れた第一項又は第二項の貸付金についても適用する。但し、第二條第一項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

付金について物上担保を附することを約した契約の條項は、この法律の施行の日に効力を失うものとします。電力問題は、二週間以内に、通産省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 電気事業会社の名称及び住所

二 借入先及び借入金額

三 借入金の利率

四 借入金の償還の方法及び期限

五 利息の支拂の方法及び期限

2 前條第一項又は第二項の貸付金を借り入れた電気事業会社は、商法明治三十一年法律第四十八号)により告する貸借対照表に、当該借入先及び借入金額を附記しなければなりません。もとより国家資金等の借入金の担保に関する法律案についても、電力問題に関する特別委員会における審議の経過及びに結果を御報告申上げます。

本法律の要旨は、電気事業会社の電源開発及び復旧整備に要する資金の調達を円滑にするため、電気事業会社の米国対日援助見返資金又は復興金融金庫からの借入金に一般担保の制度を設けんとするものであります。その主な内容は次のとくであります。第一條は、第一項において対日援助見返資金の運用による借入金、第二項においては復興金融金庫からの借入金、この両社について電気事業会社の全財産を担保とする一般担保制度(ゼネラル・セーフティ)を採用することを規定したものであります。一般担保制度とは御承知のとく即ち先取特権の一様で、特定担保を供與することなく、債権者に会社の財産につき他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般的の先取特権に次ぐものとする。

○議長(佐藤尚武君) 別に御發言もな

3 この法律は、電気事業会社がこの法律の施行前に借り入れた第一項又は第二項の貸付金についても適用する。但し、第二條第一項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

3 この法律は、電気事業会社がこの法律の施行前に借り入れた第一項又は第二項の貸付金についても適用する。但し、第二條第一項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

存社債権者が電気事業法第十九條の規定(ゼネラル・セーフティ)によつて会社の総財産につき有している優先弁済権も既存設備の一部を見返資金の特定担保に充てなければならなくなつて来る限りでは、その先取特権が損われる事となる虞れがあります。更に復興金融金庫からの借入金に附されている担保留保條項の内容と競合しなければなりません。もとより国家資金は確実な担保で債権を保護する必要はあります。強いて特定担保を附する要はなく、一般担保で目的を達成すると考えられます。又かくすることにより工場財團組成に要する時間、労力及び費用を省くことができます。以上が一般担保制度を採用した理由であつて、これによつて見返資金、復興金融金庫からの借入金に一般担保の制度を設けんとするものであります。その主な内容は次のとくであります。第一條は、第一項において対日援助見返資金の運用による借入金、第二項においては復興金融金庫からの借入金、この両社について電気事業会社の全財産を担保とする一般担保制度(ゼネラル・セーフティ)を採用することを規定したものであります。一般担保制度とは御承知のとく即ち先取特権の一様で、特定担保を供與することなく、債権者に会社の財産につき他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

本法律につきましては、一委員より、本法律が行われたのであります。その詳細は速記録によつて御覽を願うこととして省略いたします。かくて質疑を終り討論に入りました。一委員より、本法律と今提出しております公益事業法案とは内容において幾分矛盾しております。かくて発言がありまして、それと同時に賛成の意を表せられたのであります。かくて採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

○議長(佐藤尚武君) 別に御發言もな

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に日程第七、農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十五年四月十五日

衆議院議長 楠見義男君

參議院議長 佐藤尚武殿

農業協同組合法の一部を改正する法律案

第十九條第一項第三号中「又は共同利用施設の設置」を削り、同号の次に「改善」を「改善又は医療」に改める。

三の二 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(医療に関する事)

ものを除く。)の設置 第十條第六項を次のように改め

会員のために手形の割引をし、若しくは定額で定める金融機関に対する会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委託を受けてその債権を取り立て、農林中央金庫その他主務大臣の指定する

金融機関の業務の代理をし、若しくは政令の定めるところにより内閣替取引をすることができる。

第十條第六項の次に次の二項を加える。

農業協同組合法通合会は、第一項の規定にかかわらず、同項第九号又は第十号の事業と同項各号に掲げる事業のうち第九号及び第十号以外のもの(以下「経済的事業」といふ。)と併せて行うことができる。

但し、左に掲げるものについて

は、この限りでない。

一 第一項第三号又は第六号の事業を行なう當該農業協同組合法の会員たる者が、當該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項各号に掲げる他の事業を併せて行うこと。

二 第一項第三号及び第六号の事業以外の事業を行なう當該農業協同組合法が、當該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項第三号又は第六号の事業を併せて行うこと。

三 第一項第七号の事業を行なう當該農業協同組合法が、組合員の事業若しくは生活に必要な物資を加工して供給し、又は組合員の生産する物資を加工して販売すること。

第五十二条の次に次の二條を加え

三 経済的事業を行なう農業協同組合連合会が、當該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項第九号又は第十号の事業を併せて行うこと。

都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第六号の事業と同項各号に掲げる事業のうち第三号以外のもの又は第六号以外のものと併せて行うことができない。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

農業協同組合連合会の会員たる者が、當該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項各号に掲げる他の事業を併せて行うこと。

二 第一項第三号及び第六号の事業を行なう當該農業協同組合法の会員たる者が、當該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項第三号又は第六号の事業を併せて行うこと。

三 第一項第七号の事業を行なう當該農業協同組合法が、組合員の事業若しくは生活に必要な物資を加工して供給し、又は組合員の生産する物資を加工して販売すること。

第五十二条の一前二條に定めるものの外、組合が、當該組合とその組合員との間の財務関係を明らかにし、その他組合員の利益を保全するためには、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令でこれを定める。

第六十五条第一項の次に次の二項を加える。

農業協同組合連合会は、下に規定する組合の業務又は会計の実況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

第六十五条第一項中の「千円」を「一万円」に改める。

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律施行の際、改正後の農業協同組合法第十條の規定により併せて行なうことができる新たな事業を行なうことを通常必要とする農業協同組合法の組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、無記名投票によつて、その議決権の三分の一以上

の多数による議決があつた旨を証する書面を併せて提出しなければならない。

第九十三條を次のように改める。

第九十三條 行政庁は、組合から、當該組合が法令、法令に基いてする行政手の处分、定款若しくは規約を守つてあるかどうかを知るた

めに必要な報告を徵し、又は組合に對し、その組合員、役員、使用者

人、事業の分量その他の組合の一般的な状況に關する資料であつて組合に關する行政を適正に処理するた

めに特に必要なものの中提出を命ず

ること。

○楠見義男君 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

まず改正法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果

は二点あります。第一点は、

農業協同組合連合会の事業兼営についての制限でありまして、いわゆる指導等の事業を行なつておる連合会

は、その本来の事業と直接関連する事

業以外の他の事業を兼営してはなら

第十九條に次の二項を加える。

行政手は、第十條第一項第一号の事業を行なう農業協同組合又は都道府県の区域若しくはこれを超える区域を地区とする組合の業務又は会計の実況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

第九十九條第一項中の「行政手は、」の下に

「第九十三條の規定による報告を徵する場合又は」を加える。

第六十五条第一項中の「千円」を「一万円」に改める。

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律施行の際、改正後の農業協同組合法第十條の規定により併せて行なうことができる新たな事業を行なうことを通常必要とする農業協同組合法の組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、無記名投票によつて、その議決権の三分の一以上

の多数による議決があつた旨を証する書面を併せて提出しなければならない。

第九十三條を次のように改める。

第九十三條 行政手は、組合から、當該組合が法令、法令に基いてする行政手の处分、定款若しくは規約を守つてあるかどうかを知るた

めに必要な報告を徵し、又は組合に對し、その組合員、役員、使用者

人、事業の分量その他の組合の一般的な状況に關する資料であつて組合に關する行政を適正に処理するた

めに特に必要なものの中提出を命ず

ること。

○楠見義男君 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果

は二点あります。第一点は、

農業協同組合連合会の事業兼営についての制限でありまして、いわゆる指導等の事業を行なつておる連合会

は、その本来の事業と直接関連する事

業以外の他の事業を兼営してはなら

いこととし、これによつて都道府県段階の一般的農業協同組合連合会は、指導、経済及び金融事業の三本柱をいたしましたと共に、都道府県区域を超える全国的段階の連合会につきましては、経済事業更に購入及び販売の二事業に分け、即ち指導、購買、販売及び金融の四本柱にすることとしたとしております。元来この連合会の事業兼営の制限に関する問題は、現行の農業協同組合法が制定せられました當時におきましては、金融事業を営むものについてのみ金融の独立性と申しますが、その特殊性に鑑みて、他の事業兼営が制限せられ、その他のものにつきましては、協同組合の設立及び組織の自由及び自主性が尊重せられ、法律上何らの制限が付せられなかつたのであります。併し法律運用上の実際は、御承知のように特殊の行政指導によりまして、連合会の設立形態は余りにも細分化せられ、連合会傘下の単位農業協同組合の不利不便は勿論、連合会自体にとりましても著しくその弱体化が露呈せられている事情であります。農業再建のために、その中心である農業協同組合強化の必要が最も痛切に感ぜられます際、右のこととき実情は地方的に又全國的な問題といたしますても、極めて大きな問題であつたわけでありますが、今回の改正案におきましては、法律の規定上は現行法に制限が加わることとなりますが、実際上は従来の特殊な行政指導方針の緩和が法律上明確にせられたこととなるわけであります。

改正の第二点は、農業協同組合の組合員の利益を保全するため、政令を以

て、組合の財務処理を適正ならしめるために必要な基準、例えば自己資本額の基準、計理の区分、貯金等の運用基準、貯金挑戻準備基準等の各種の基準を定め得る根拠規定を新たに設くること、信用事業を行う組合又は都道府県区域以上の組合及び連合会に対し、他従来の監督規定の整備等を行わんといたしておるのであります。これら行政庁において毎年一回業務又は会計状況の常時検査を施行すること、その結果、去る二十六日討論に付しましたところ、藤野、岡田、山崎の各委員より、それへ農村不況の打開、かくて本案は前後六回に亘る慎重審議の結果、去る二十六日討論に付しましたところ、藤野、岡田、山崎の各委員より、それへ農村不況の打開、農業の振興、農業協同組合の育成強化及びこれに伴う予算的措置の充実、農業の実体に即応した協同組合制度の根本的改革等の希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案を全部も問題に供します。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

十一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行ふ者に対する許可、認可、指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

十一 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

附則を次のよう改める。

一 この法律は、公布の日から施行する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第一に漁業法改正による新漁業制度が実施されたので、その事務処理の規定を置いたこと、第一に鮮魚介及び加工水産物の統制が撤廃せられたこと等水産施策の重点の変遷に即応して、限られた人員と予算の下に、水産府の機構を合理的に組み替えて、各部門の事務の調整を図ること等字句その他にわたつて必要な改正を行うものであつて妥当な措置と認めめたが、本委員会においては、漁港法の成立に伴い水産庁設置法の規定中漁港に関する部分を整理修正することとした。

右、内閣委員長佐藤尚武殿  
内閣委員長 河井彌八  
内閣委員一郎 梅津錦一  
伊達源一郎 三好始  
カニエ邦彦  
町村敬貴  
小杉繁安  
河井彌八  
昭和二十五年四月十日  
内閣總理大臣 吉田茂  
水産庁設置法の一部を改正する法律案  
水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
第一條第三号の次に次の二号を加える。  
二二、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)による漁業制度改革の実施に関する事務を

審査報告書 水産庁設置法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十五日  
参議院議長佐藤尚武殿  
内閣委員長 河井彌八  
内閣委員一郎 梅津錦一  
伊達源一郎 三好始  
カニエ邦彦  
町村敬貴  
小杉繁安  
河井彌八  
昭和二十五年四月十日  
内閣總理大臣 吉田茂  
水産庁設置法の一部を改正する法律案  
水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
第一條第三号の次に次の二号を加える。  
二二、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)による漁業制度改革の実施に関する事務を

第二條に次の二号を加える。

十一 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使すること。

第四條第三号から第六号までを次のように改める。

第六号から第六号まで、第二十号、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使すること。

三 沿岸漁業及び内水面漁業の免許及び許可に関する事務を處理すること。

四 沿岸漁業及び内水面漁業の指導監督に関する事務を處理すること。

五 漁業権等の補償並びに免許料及び許可料に関する事務を處理すること。

六 水産増殖に関する事務を處理すること。

第七條第一号及び第二号を次のよう改める。  
一 遠洋漁業の許可及び指導監督に関する事務を処理すること。  
二 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業船舶の位置に関する通報を受け、及び発する。

第五條に次の三号を加える。

八 漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。

九 漁船設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁船用無線施設に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。

十 港港及び船のための築造及び修理の指導助成に関する事務を処理のこと。

処理すること。

第六條第六号を第七号とし、第六号として次の二号を加え、第七号中「水産試験場」を「水産研究所」に改める。

六 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

第七條の五第二項を削り、第四項を第三項とする。

第七條の大第二項の表中水産物規格審議会の部を削り、同條第一項中「水産物規格審議会については指定を第三項とする。

第七條の大第二項の表中水産物規格審議会の部を削り、同條第一項中「水産物規格審議会については指定を第三項とする。

農林省設置法、」を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

附 則

農林省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十二條により送付する。

昭和二十五年四月二十二日

衆議院議長 鮎原喜重郎

農林省設置法の一部を改正する法律案

参議院議長 佐藤尚武殿

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改める。

田次中「第三十六條第四十條」に改め、「第一款 施設調整事務所(第四十一條)」を削り、「第三款 作物報告事務所」を「第二款 統計調査事務所」に改める。

め、「第一款 施設調整事務所(第四十一條)」を削り、「第三款 作物報告事務所」を「第二款 統計調査事務所」に改める。

十一 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行なうこと。

十二 農地改良区及び土地改良区連合の組織及び管理についての指導監督を行うこと。

九 土地改良区及び土地改良区連合の組織及び管理についての指導監督を行うこと。

十 農地等の交換分合の指導助成を行うこと。

十一 國營の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に關すること。

十二 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行うこと。

十三 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及び附属施設に関する事務。

十四 農業技術研究所は、東京都に置く。

2 農業技術研究所は、東京都に置く。

3 農業技術研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(農業技術研究所)

第十五條 農業試験場は、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に関する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

2 農業試験場の名稱及び位置は、左の通りとする。

(農業試験場)

第十六條 農業試験場は、その所在する地方における農業に関する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

2 農業試験場の名稱及び位置は、左の通りとする。

(農業試験場)

第十七條 第二項中「第一項第四号」の下に「及び第六号」を加える。

第十九條 第一項各号を次のよう改める。

一 農地及び農業水利の制度に関する企画を行うこと。

二 自作農の創設及び維持に関する事務。

三 農地の移動雇用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

四 土地及び水等開発資源の調査及び開発に關する企画を行うこと。

五 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に關すること。

六 入植並びにこれに伴う開墾作業及び営農の指導助成を行うこと。

七 開拓者資金の融通を行うこと。

八 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行なうこと。

九 土地改良区及び土地改良区連合の組織及び管理についての指導監督を行うこと。

十 農地等の交換分合の指導助成を行うこと。

十一 國營の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に關すること。

十二 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及び附属施設に関する事務。

十三 農業技術研究所は、東京都に置く。

名 称	位 置
北海道農業試験場	北海道
東北農業試験場	岩手県
関東東山農業試験場	埼玉県
北陸農業試験場	新潟県
東海近畿農業試験場	三重県
中國四國農業試験場	兵庫県
九州農業試験場	福岡県

3 農業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

第十六條 第二項を次のよう改める。

第十九條 第二項を次のよう改める。

第一項を次のように改める。

2 肥料検査所の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管轄 区 域
東京肥料検査所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、北海道
札幌肥料検査所	札幌市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県
福岡肥料検査所	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、大分県、宮崎県、鹿児島県

第二十七条第二項を次のように改める。

動植物検疫所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
横浜動植物検疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、山口県(下関市を除く)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、鹿児島県
神戸動植物検疫所	神戸市	兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、
門司動植物検疫所	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

第二十八条第一項を次のように改める。

農業指導所は、新庄市に置く。

第二十九條を次のように改める。

(農業機械指導所)

第二十九條農業機械指導所は、農業機械に関する技術の指導、調査及び試験を行う機関とする。

第三十五条中「資材調整事務所」を「統計調査事務所」に改める。

第三十六条農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務

- 一 自作農の創設及び維持に関すること。
- 二 農地の移動雇用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
- 三 土地及び水等開発資源の調査

種類	目	的
農林物資規格調査会	農林物資規格調査会	農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める。
農林金融改善特別融通失審査会	農林金融改善特別融通失審査会	第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。
農業共済再保険審査会	農業共済再保険審査会	第三十四條第一項の表を次のように改める。
中央農地委員会議	中央農地委員会議	農業機械指導所は、神奈川県に置く。
農業資材審議会	農業資材審議会	第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。
農業医師免許審議会	農業医師免許審議会	第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。
中央作況決定審議会	中央作況決定審議会	第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。
獣医師免許審議会	獣医師免許審議会	第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。
装蹄師試験審査会	装蹄師試験審査会	第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。
計画及び開発に関する企画を行うこと。	計画及び開発に関する企画を行うこと。	第三十九條中「及び助成を行ふこと」として、「農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める」とする。
六 開拓者資金の融通を行うこと。	六 開拓者資金の融通を行うこと。	第三十九條中「農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める」として、「農業機械指導所は、神奈川県に置く」とする。
七 国営の開墾建設工事及び土地改良事業に用いられる機械器具及び資材の管理及び運送に関すること。	七 国営の開墾建設工事及び土地改良事業に用いられる機械器具及び資材の管理及び運送に関すること。	第三十九條中「農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める」として、「農業機械指導所は、神奈川県に置く」とする。
八 開墾建設工事及び土地改良事業並びにこれを行う者の指導監督。	八 開墾建設工事及び土地改良事業並びにこれを行う者の指導監督。	第三十九條中「農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める」として、「農業機械指導所は、神奈川県に置く」とする。









淺井 一郎	大隈 信幸
木内キヤウ	小杉 イチ
阿竹齋次郎	北條 秀一
穂積貞六郎	宇都宮 登
三好 始	
参議院議長佐藤尚武殿	
特別未帰還者給與法の一部を改 正する法律	
特別未帰還者給與法 (昭和二十三 年法律第二百七十九号) の一部を次 のように改正する。	
第三條 国又は地方公共団体の公務 員である特別未帰還者で現に国又 は地方公共団体から俸給を受けて いるものには、この法律による俸 給及び扶養手当は支給しない。	

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年一月一日以後において給與事由の生じた給與について適用する。

○淺岡信夫君登壇、拍手

○淺岡信夫君 只今議題となりました特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案の提案理由の説明をいたしました。

この法律は、地方公共団体から支給される給與と、この法律による給與とが重複する場合がありますので、現行法の第三條においては、国又は地方公共団体から給與を受ける者には特別未帰還者給與法を適用しないと規定して、重複が生じないようにしたのであります。ところがシベリア地区から帰還して参りました公務員の中には、朝鮮総督府、樺太庁などのように、すでに序を開された官廳に所属していた者が相当数あります。これらの公務員は、昭和二十一年に制定された外地官署所属職員の身分に関する勅令によりまして、帰國後一ヶ月間公務員たる身分が継続するだけで、あとは他へ就職しない限り生活の保障はないことがあります。そこでこの法律による給與は、他へ就職しない限り生活の保障はないことがあります。現在の第三條をそのまま適用いたしますと、これらの公務員は、帰國後一ヶ月の俸給を貰つたばかりに特別未帰還者給與法の適用を受けなくなり病院及び扶養手当は支給しないことになります。

附 則

○謹長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○謹長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○謹長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第三十五より第六十までの請願及び日程第一百四十三より第一百五十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○謹長(佐藤尚武君) 御異議なしと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員長原虎一君。

〔審査報告書は都合により最終号に所屬していたことだけの理由で、これに拘わらず廃止された外地官署に所屬して了一時金の給與を受けて療養することができる。〕

○原虎一君登壇、拍手

〔原虎一君登壇、拍手〕

○原虎一君 只今議題となりました請願文表第五十九号、日やとい労働者の救済対策に関する請願外請願三十一件、陳情十一件につきまして、委員会におきまする審議の結果を御報告いたします。

○謹長(佐藤尚武君) 請願第五十九号、日やとい労働者の救済対策に関する請願外請願三十一件、陳情十一件につきまして、委員会におきまする審議の結果を御報告いたします。

婦人労働者に運動靴支給の請願、同じく第一百一号、下水作業手当支給の請願、同じく第一百四十九号、職業安定所登録労働者の作業詰所にゴム長靴備付の請願、同じく第一百五十五号、職業安定所登録労働者の日当に関する請願、これらに該当するものであります。これらは、賃金差配分割拠消に関する請願は、賃金差配分割拠消をされている現状に対し強力なる措置を講じ、これに概要の要旨を御説明申上げました。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。(拍手)

○謹長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○謹長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○謹長(佐藤尚武君) 第八百一十五号、平地区における請願第八百一十五号、失業者扶養金の請願、同じく第四百八十七号、失業応急対策費全額十六号、失業保険給付額と失業救済事業における支給賞金との不均衡は正にあります。

請願第八百一十五号、平地区における請願、同じく第八百二号、吳市の失業対策に関する請願、陳情第二百二十一号及び第一百二十九号、失業対策事業の拡充強化に関する陳情等、請願四件、陳情二件は、いずれも失業対策事業の拡充強化を要請するものであります。

請願第九号、国鉄職員の賃金ベース改訂に関する請願、請願第百六十四号、国鉄職員の給與ベース改訂に関する請願、請願第百六十四号、国鉄職員の給與ベース改訂を要請するものであります。

請願第六百六十一号及び第二百三号は、公共企業体仲裁裁定基準即時実施に関する請願、陳情第四十九号、公共企業体仲裁裁定事項実施に関する陳情等、請願二件、陳情一件は、いずれも現行失業保険法の給付期間の延長並びに給付金額の増額を要請するものであります。

請願第六百三十二号、同じく第一千二百二十八号、同じく第一千三百四十二号、同じく第一千五百十一号、同じく一千四百七十三号、同じく第一千五百六十八号、同じく第一千五百八十号の七件は、いずれも現行失業保険法の給付期間の延長並びに給付金額の増額を要請するものであります。

請願第一千五百二十三号、ゴム産業の人員整理工場閉鎖反対に関する請願は、ゴム産業の生産縮小、人員整理の方策をとらないよう要請するものであります。

請願第一千五百二十三号、ゴム産業の人員整理工場閉鎖反対に関する請願は、ゴム産業の生産縮小、人員整理の方策をとらないよう要請するものであります。

請願第三百六十号、請願第二百十四号、雨具備付の請願、同じく第一百四十九号、日やとい労働者の請願は、ゴム産業の生産縮小、人員整理の方策をとらないよう要請するものであります。



田口政五郎君	池田宇右衛門君	中川遠山	横尾園
内市君	西川甚五郎君	堺城	寺尾
義臣君	黒田英五郎君	末治君	豊君
石坂豊一君	小杉繁安君	今泉佐々木麗藏君	龍君
西川三藏君	橋本萬右衛門君	政喜君	伊能君
高橋光次君	奥主一郎君	左藤義詮君	加藤常太郎君
島田千壽君	大隈信幸君	入交平岡	浅岡信夫君
木内四郎君	中井光次君	市三君	岡崎真一君
村尾重雄君	岩木背夫君	竹中七郎君	鈴木安孝君
岩崎正三郎君	羽生鬼丸	深川榮左門君	石原幹市郎君
河野正夫君	山田義齋君	高橋啓君	黒川武雄君
水橋兼君	三七君	奥主一郎君	尾形六郎兵衛君
水橋作君	一郎君	千壽君	太藏君
水橋河野	正夫君	佐一君	英五郎君
水橋松下松治郎君	義信君	大隈信幸君	豊一君
水橋和田	傳一君	千壽君	繁安君
水橋細川	嘉六君	吉田法晴君	繁安君
水橋鈴木	信君	木内四郎君	千壽君
水橋千葉	清一君	村尾重雄君	背夫君
		岩木背夫君	羽生鬼丸
			山田義齋君
			河野正夫君
			水橋兼君

星野千田	星野千田	坂	坂
丹羽中村	丹羽中村	正一君	芳樹君
梅津三好	梅津三好	五郎君	正一君
河崎三木	河崎三木	正雄君	芳樹君
ナツ君	ナツ君	始君	芳樹君
若木	若木	治朗君	芳樹君
米倉	米倉	高瀬莊太郎君	虎一君
波多野	波多野	佐々木良作君	幸一君
岩男	岩男	佐々木良作君	幸一君
勝藏君	勝藏君	佐々木良作君	幸一君
龍也君	龍也君	佐々木良作君	幸一君
鼎君	鼎君	佐々木良作君	幸一君
仁藏君	仁藏君	佐々木良作君	幸一君
embr>伊介君	embr>伊介君	佐々木良作君	幸一君
embr>大野幸一君	embr>大野幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>藤田幸一君	embr>藤田幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>虎一君	embr>虎一君	佐々木良作君	幸一君
embr>米倉幸一君	embr>米倉幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>波多野幸一君	embr>波多野幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>岩男幸一君	embr>岩男幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>勝藏君幸一君	embr>勝藏君幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>龍也君幸一君	embr>龍也君幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>鼎君幸一君	embr>鼎君幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>仁藏君幸一君	embr>仁藏君幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>伊介君幸一君	embr>伊介君幸一君	佐々木良作君	幸一君
embr>大野幸一君	embr>大野幸一君	佐々木良作君	幸一君

國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
法務総裁	法務総裁	法務總裁	法務總裁
殖田俊吉君	殖田俊吉君	殖田俊吉君	殖田俊吉君
人專院事務官	人專院事務官	(給與局長)	人專院事務官
龍木忠勇君	龍木忠勇君	檢事(檢察局長)	龍木忠勇君
笠原寛索君	笠原寛索君	法務政務次官	笠原寛索君
森幸太郎君	森幸太郎君	(管理局長)	森幸太郎君
増田甲子七君	増田甲子七君	外務事務官	増田甲子七君
林謙治君	林謙治君	引揚援護廳長官	林謙治君
吉田法晴君	吉田法晴君	引揚援護廳次長	吉田法晴君
谷口彌三郎君	谷口彌三郎君	宮崎一郎君	宮崎一郎君
境野清雄君	境野清雄君	齊藤惣一君	齊藤惣一君
岩崎正三郎君	岩崎正三郎君	太一君	太一君
青川末次郎君	青川末次郎君	婧君	婧君
栗山田中	栗山田中	賀田多喜夫君	賀田多喜夫君
吉川和田	吉川和田	玉置敬三君	玉置敬三君
鈴木嘉六君	鈴木嘉六君	中島征帆君	中島征帆君
千葉信君	千葉信君	武内征平君	武内征平君

定価一部

六円五十銭

送料  
火  
費

所行発

東京都新宿区市ヶ谷本村町

電話九段五三一

印 刷 厅

官報課